

社会福祉法人浄風園 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人浄風園（以下「当法人」とする）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（意義）

この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）評議員とは、定款第5条によるものをいう。
- （2）役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- （3）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （4）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

第3条（報酬等の額）

評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 役員の報酬は日額とし、理事会への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員には支給しない。

3 役員が理事会以外の日に、法人及び施設の運営のための業務にあたる場合には、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき報酬を支給することができる。

第4条（報酬支払方法）

前条各号に規程する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第5条（費用の弁償）

当法人は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償をするときは、現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第6条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1、この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2、平成30年4月6日 一部改定
- 3、平成30年6月21日 一部改定
- 4、この規程の施行前において、この規程に則ってされた行為は、すべてこの規程に基づいてされたものとみなす。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員	33,411 円	110,000 円	1,000,000 円

別表2 役員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事 (理事長以外)	33,411 円	200,000 円	1,200,000 円
理事 (理事長)	33,411 円	300,000 円	300,000 円
監事	33,411 円	300,000 円	600,000 円